

ID: 1557

担当部署: 農業委員会事務局

処分の概要	農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等		
法令名 根拠条項	農地法 第3条の2第2項		
法令番号	昭和27年法律第229号		
【基準】	<p>法第3条の2第1項及び第2項の規定による。  (農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等)</p> <p>第3条の2 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者(前条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた者に限る。次項第1号において同じ。)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) その者がその農地又は採草放牧地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合</p> <p>(2) その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認める場合</p> <p>(3) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認める場合</p> <p>2 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第3項の規定によりした同条第1項の許可を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借の解除をしないとき。</p> <p>(2) 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。</p>		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1558-2

担当部署: 農業委員会事務局

処分の概要	措置命令		
法令名 根拠条項	農地法 第42条第1項		
法令番号	昭和27年法律第229号		
<p><b>【基準】</b>  法第42条第1項の規定による。  (措置命令)</p> <p>第42条 市町村長は、第32条第1項各号のいずれかに該当する農地における病害虫の発生、土石その他これに類するものの堆積その他政令で定める事由により、当該農地の周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要な限度において、当該農地の所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下この条において「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考	<p>○参考  法第32条第1項1号  現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地</p> <p>法第32条第1項2号  その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣つていと認められる農地(前号に掲げる農地を除く。)</p> <p><b>【共通担当部署】</b>  農水産課  農業委員会事務局</p>		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 775

担当部署: 農業委員会事務局

<b>処分の概要</b>	特定農地貸付の承認の取消し		
<b>法令名根拠条項</b>	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令 第4条第3項		
<b>法令番号</b>	平成元年政令第258号		
<p><b>【基準】</b> 政令第4条第3項の規定による。 (特定農地貸付けの変更等) 第4条 3 農業委員会は、法第3条第3項の承認を受けた者が当該承認に係る貸付規程(第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更の承認に係るもの)に従って特定農地貸付けを行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。</p>			
<b>備考</b>	<p>○参考 「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」の概要 <b>【趣旨】</b> ・都市住民等への趣味的な利用を目的とした農地の貸し付けについて、農地法等に関する特例措置。</p> <p><b>【特定農地貸付けの要件】</b> ・10a未満の農地の貸付けで相当数の者を対象として定型的条件で行われること。 ・営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。 ・貸付け期間が5年を超えないこと。</p>		
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日